

新	現行
<p>特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 退職金規程</p>	<p>特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク 退職金規定</p>
<p>第1条 (適用範囲) この規程は、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク指導員就業規則（正規指導員）第54条及び特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局員就業規則第50条の規定に基づき、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク（以下「法人」という。）に雇用される正規指導員及び事務局員（以下「職員」という。）の退職金に関する事項を定めるものである。</p>	<p>第1条 (退職金の支給) 勤続3年を経過して正規指導員が退職したときは、この規定により退職金を支給する。</p>
<p>第2条 (退職金の支給) 勤続3年を経過して職員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。</p>	<p>第2条 (退職金の額) 退職金の額は、正規指導員として勤務を開始してから退職するまでの月数に月額1,000円を乗じたものとする。なお、勤務開始または退職月が、月の途中となる場合は、当該月は含めないものとする。 2 法人の財政状況等により前項の退職金を全額支給することが困難または不可能な事態となった場合には、法人は正規指導員の代表と協議を行い、退職金の減額または支給を行わないことをとりきめることがある。</p>
<p>第3条 (退職金の額) 退職金の額は、職員として勤務を開始してから退職するまでの月数に月額1,000円を乗じたものとする。なお、勤務開始または退職月が、月の途中となる場合は、当該月は含めないものとする。 2 法人の財政状況等により前項の退職金を全額支給することが困難または不可能な事態となった場合には、法人は職員の代表と協議を行い、退職金の減額または支給を行わないことをとりきめることがある。</p>	<p>第3条 (退職金の支給停止) 指導員が懲戒解雇された場合には、前条の退職金は支給しないものとする。</p>
<p>第4条 (退職金の支給停止) 職員が懲戒解雇された場合には、前条の退職金は支給しないものとする。</p>	<p>第4条 (給付の方法) 退職金は、正規指導員が退職したときに、法人はすみやかに支給するものとし、原則として退職月の給与支払いと同時に指定の銀行口座に振込みにて行う。</p>
<p>第5条 (給付の方法) 退職金は、職員が退職したときに、法人はすみやかに支給するものとし、原則として退職月の給与支払いと同時に指定の銀行口座に振込みにて行う。</p>	<p>第5条 (規定の改廃) この規定は、関係法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、指導員会と協議のうえ改廃することができる。</p>
<p>第6条 (規程の改廃) この規程は、関係法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員の代表と協議のうえ改廃することができる。</p>	

